

先生各位

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、下記に掲げる検査項目におきまして、検査内容を変更させていただきたくご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬白

記

■実施日 平成30年1月15日(月) 受託分より

■変更内容

検査案内掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	旧
未掲載	6535 5C235	便中カルプロテクチン	容器		
			検査方法	FEIA	ELISA
			基準値	炎症性腸疾患の診断補助の指標 50mg/kg 以下 潰瘍性大腸炎の病態把握の指標 300mg/kg 以下	潰瘍性大腸炎の病態把握のカットオフ値 240μ g/g
			所要日数	6~12日	7~11日
			備考	OBB	OAA

【算定留意事項】

ア カルプロテクチン(糞便)は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-A NCA)の所定点数に準じて算定できます。

イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として、FEIA法により測定した場合に算定できます。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施下さい。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載してください。

ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA法又はFEIA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載してください。

エ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定できます。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。

裏面もご確認下さい

検体採取方法について

- ① 便器の水相が隠れるように、採便シートを置いて下さい。
採便時に尿が混入しないよう、採便シートを置く前に排尿は済ませて下さい。
(採便シートは、5分程度は水に溶けず採便が可能です。長時間になると水に溶けるのでご注意ください。)
- ② 敷いた採便シート上に排便して下さい。
- ③ 採取容器の蓋(裏側がサジ状になっている)で、シート上の便をすくい取ってください。
採取量は小指の第一関節程度の大きさを採取して下さい。下痢便、水様便も同じぐらいの体積(量)が必要です。また、月経期間中および痔ろうなど血液が混入した便でのご提出は控えて下さい。
(使用後の採便シートは、そのまま水で流すことが可能です。)
- ④ 容器の蓋ですくい取った便をそのまま容器本体に入れて蓋をして下さい。
- ⑤ 糞便の入った採取容器を収納袋に入れ、チャックを閉めて下さい。
患者さんが自宅で採取する際は、病院へ提出されるまでの間、冷暗所にて保管して下さい。
(便採取は、通院の当日もしくは前日に行ってください。)

【採取手順】

①



②



③



④

⑤

